

	認知症ケア加算 1 ◎認知症ケアチームによる取組を評価	<b>new</b> 認知症ケア加算2 ◎専任の医師又は専門性の高い看護師による取組を評価	認知症ケア加算 3 ◎研修を受けた病棟看護師による取組を評価
点数（身体的拘束の実施日は60%）	イ 14日以内の期間 <b>160点</b> ロ 15日以上期間 30点	イ 14日以内の期間 <b>100点</b> ロ 15日以上期間 <b>25点</b>	イ 14日以内の期間 <b>40点</b> ロ 15日以上期間 10点
対象	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準ランクⅢ以上の患者（重度の意識障害のある者を除く）		
身体的拘束	身体的拘束を必要としないよう環境を整える、身体拘束をするかどうかは複数の職員で検討する、やむを得ず実施する場合は早期解除に努める等		
ケアの実施	認知症ケアチームと連携し、病棟職員全体で実施	病棟の看護師等が実施	病棟の看護師等が実施
専任の職員の活動	認知症ケアチームが、「カンファレンス(週1回程度)」「各病棟巡回(週1回以上)」「認知症ケアの実施状況把握」「病棟職員へ速やかに助言」等	専任の医師又は看護師が、「定期的に認知症ケアの実施状況把握」「病棟職員へ助言」	—
職員の配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下から構成される認知症ケアチームを設置</li> <li>ア 専任の常勤医師（精神科・神経内科 <b>5年3年</b>以上又は、認知症治療に係る適切な研修の修了）</li> <li>イ 専任の認知症患者看護経験5年以上かつ認知症看護の研修（600時間以上）※修了した常勤看護師</li> <li>※ <b>原則週16時間以上認知症ケアチームの業務に従事</b></li> <li>ウ 認知症患者等の退院調整経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士</li> </ul>	<p><b>いずれかを配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>専任の常勤医師（精神科・神経内科3年又は研修修了）</b></li> <li>・ <b>専任の常勤看護師（経験5年かつ600時間以上の研修修了）</b></li> </ul>	—
病棟職員	・ 認知症患者に関わる全ての病棟の看護師等が認知症ケアチームによる院内研修又は院外研修を受講	・ <b>全ての病棟に、9時間以上の研修を修了した看護師を3名以上配置（うち1名は院内研修で可）</b>	
マニュアルの作成・活用	・ 認知症ケアチームが身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだマニュアルを作成し、医療機関内に配布・活用。	・ <b>専任の医師又は看護師を中心に</b> マニュアルを作成	・ マニュアルを作成
院内研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケアチームが定期的に研修を実施</li> </ul> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>☆夏季休暇や病休等により、当該看護師が認知症ケアチームの業務を週16時間以上行えない場合は、当該週の前後の週を含めた連続した3週間について、平均業務時間数が週16時間以上であれば施設基準を満たすものであること。ただし、当該看護師が不在の間は、当該チームの他の構成員によりチームの業務を適切に行うこと</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>専任の医師又は看護師を中心に、年1回は研修や事例検討会等を実施</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修を修了した看護師を中心に、年1回は研修や事例検討会等を実施</li> </ul>

	認知症ケア加算 1	<b>new</b> 認知症ケア加算2	認知症ケア加算 3
点数 (身体的拘束の実施日は60%)	イ 14日以内の期間 <b>160点</b> ロ 15日以上の期間 30点	イ <b>14日以内の期間 100点</b> ロ <b>15日以上の期間 25点</b>	イ 14日以内の期間 <b>40点</b> ロ 15日以上の期間 10点
医師	「認知症治療に係る適切な研修を修了した医師」に求められる「認知症治療に係る適切な研修」 ○都道府県及び指定都市で実施する「認知症地域医療支援事業」に基づいた「認知症サポート医養成研修」		
看護師	認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する専任の常勤看護師に求められる「認知症治療に係る適切な研修」 ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老年看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 ただし、③については認定証が発行されている者に限る。	「認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師」に求められる「適切な研修」 ① 都道府県及び指定都市「平成28年度看護職員認知症対応力向上研修」 ② 日本看護協会「平成25年度一般病院における認知症患者看護のマネジメント」、「平成27年度急性期病院で治療を受ける認知症高齢者の看護」、「平成28年度インターネット配信研修〔リアルタイム〕認知症高齢者の看護実践に必要な知識」 ③ 日本老年看護学会「認知症看護対応力向上研修」 ④ 日本精神科看護協会「認知症の理解とケア」 ⑤ 日本慢性期医療協会「看護師のための認知症ケア講座」 ⑥ 全日本病院協会「病院看護師のための認知症対応力向上研修会」 ⑦ 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）本部研修センター「認知症看護研修」 ⑧ 社会福祉法人恩賜財団済生会「認知症支援ナース育成研修」 なお、東京都が行っている「東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅰ」又は平成24年度から平成27年度開催の「東京都看護師認知症対応力向上研修」は、所定の研修の内容としては不十分であるが、これらの研修と併せて、「東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱ」を修了した場合には、必要な研修内容を満たすものとなる	